

平成 21 年 5 月 20 日

今後に向けて

國領二郎

今回の混乱の原因は、省令における「対面原則」というのが、「実際に服薬する病人」との対面ではなく、必ずしも服薬者本人とは限らない「購入する人」との対面であることの限界と矛盾が露呈したことにあると思います。

薬の危険について服薬者にきちんと説明することが薬事法の本質だとすれば、(必ずしも本人にきちんと伝達する保証のない) 代理人に対する対面の説明の方が、通信手段を使いながらも直接本人に説明を行う形態よりも優れている、という論理には無理があります。その意味で今回、厚生労働省が伝統薬について通信販売を認める方向で動かれたことは妥当だと思われませんが、そのような例外を設けることで、制度としては穴だらけのものになりつつあり、今回の改正も安全を犠牲にした妥協策になっていると思います。

このままですと、「専門家による服薬者本人への説明を行う」という最も根源的な政策目標を見失った制度になってしまいます。もし、対面原則をどうしても維持したいということでしたら、対面する相手をあくまでも服薬者本人でなければならないと定めて、移動困難者に対しては専門家の方が出向くルールにすべきと考えます。それができないのであれば、対面原則そのものを見直して、「専門家による服薬者本人への説明の徹底」という本筋に制度設計を戻し、代理購入や通信販売などへのニーズが高い現実をふまえて、どんなリスクコミュニケーションを実現できるかを真剣に議論したいところです。

初回にも申し上げましたが、移動困難は高齢過疎少子日本がかかえる大問題で、今後自由に出かけることが困難となる人がどんどん増えます。その問題を乗り越えて、安心して暮らせる社会を作るために、通信手段を活用することは必須のことです。現状の通信販売に問題が全くないと言うつもりはありません。しかし、だからといって潰してしまうのではなく、英知を結集して良いものに育てていく姿勢こそが必要です。

以上